

韓国における女性の政治参加

山 本 健 太 郎

はじめに

韓国では、2004年の総選挙によって、女性議員が増加した⁽¹⁾。その背景には、政党法の改正によるクオータ制（割当制）の強化があることが知られている⁽²⁾。本稿では、韓国における女性の政治参加の全体像を概観する中で、クオータ制の概要や女性団体の活動などについても触れていくこととしたい。

I 女性の政治参加の現状

1 国会議員

(1) 2004年総選挙における増加

2004年4月15日に行なわれた総選挙の結果、女性議員が大幅に増加した。女性は選挙区で10名、比例代表で29名、計39名が当選を果たし、国会議員定数299名のうち、女性議員が全体の13%を占めた。特に比例代表では、56名の当選

者のうち、半分以上が女性であった。2000年に行なわれた前回総選挙での当選者は、選挙区5名、比例代表11名、計16名（5.9%）であったから、女性議員の比率は2倍以上に上昇したことになる。

選挙前には、IPU（列国議会同盟）の調査による各国議会における女性議員の割合において、韓国は世界で101位と低い水準にあったが、選挙後は一挙に62位となり、日本などを追い越した⁽³⁾。

しかし、女性議員数は増えたものの、女性議員比率の世界平均は15.2～6%（2004年各月）であり、それより低い状況に変化はなかった。また、表1に見られるように、2004年の総選挙において、比例代表では、女性が定数の半分以上を占めたものの、選挙区に関しては、立候補者1,175名のうち、女性は66名（5.6%）に過ぎず、前回の総選挙とほとんど同じ割合であった。当選者も243名中10名（4.1%）にとどまった。選挙区において、女性は、当選はおろか、立候補

表1 2004年総選挙における男女別候補者及び当選者数

	候 補 者				当 選 者			
	男	女	合 計	女性比率 (%)	男	女	合 計	女性比率 (%)
選 挙 区	1,109	66	1,175	5.6	233	10	243	4.1
比 例 代 表	101	91	192	47.4	27	29	56	51.8
合 計	1,210	157	1,367	11.5	260	39	299	13.0

(出典)『きれいな政治女性ネットワーク 活動報告資料集2004』p.101. をもとに作成。

(1) 日本での報道としては、「韓国総選挙 世代交代加速 女性も大幅増」『日本経済新聞』2004.4.16, 夕刊; 「韓国総選挙 世代交代加速」『毎日新聞』2004.4.17; 「変動韓国 当選者、40代が6割増 女性は39人13%占める」『朝日新聞』2004.4.18.など。

(2) 辻村みよ子「世界のポジティブ・アクション」『国際女性』18号, 2004, p.93-96.など。

(3) IPUのランキングは、二院制の国の場合、下院を基準にしている。日本の女性議員は、衆議院478名中33名（6.9%）、参議院242名中33名（13.6%）（2005年2月16日現在）。

女性議員の属性

- 年齢（当選時）…30代：1名、40代：20名、50代：13名、60代：5名
- 当選回数…1回：32名、2回：4名、3回：3名
- 学歴…博士：9名、修士：15名、大学卒：11名、大学中退：1名、高校中退：1名、学歴なし：2名
- 職歴（重複あり）…政党の役職：8名、女性・市民運動：6名、学界：6名、教育界：6名、官界：4名、労働界：4名、マスコミ：3名、法曹界：3名、医師・薬剤師：2名、障害者運動：1名、農民運動：1名

（出典）『京郷新聞』（韓国）2004.4.19.

することすら難しい状況にあると言える。女性議員が増えたとは言うものの、男性と比べると、依然、はるかに低い水準にある。

(2) 属性

2004年の総選挙で当選した女性議員は、年齢的には40代が中心で、初当選議員が大半を占める。学歴は大部分が大卒以上で、出身校としては女子大の名門である梨花女子大が最多で11名となっている。博士号所持者も9名いる。職歴は多様だが、政党別の特徴として、開かれたウリ党（以下、「ウリ党」とする。）は政党活動と社会運動の経験者が多く、ハンナラ党は学識経験者などの専門家が多い。2004年の総選挙で初めて国会に進出した民主労働党（以下、「民労党」とする。）では、労働運動、農民運動等に従事し、党結成の初期から党に携わってきた人々が当選している。

ハンナラ党の朴槿恵議員のように、親が政治家であった二世議員もいる。ウリ党の李景淑議員は夫も同党の国会議員であり、憲政史上、初めて、夫婦での国会議員となった。同じくウリ党の金善美議員は、任期途中で死去した夫の遺志を継いで議員となった。

(3) 国会活動

韓国の国会には、常任・特別合わせて20の委

員会がある。2004年の総選挙前には、女性の委員長は女性委員会⁽⁴⁾だけだったが、選挙後、政務、文化観光両委員会の委員長にも女性が就いた。女性委員会以外の委員会において女性が委員長に就いたのはこれが最初である。

また、女性議員の活動に対する評価も高い。市民団体が議員活動を評価して選定した国政監査優秀議員75名のうち、17名を女性が占めている⁽⁵⁾。

2 閣僚

2003年2月の盧武鉉政権発足時、4名の女性長官が誕生した。法務、保健福祉、環境、女性の各部（日本の省に当たる）の長官にそれぞれ、康錦実、金花中、韓明淑、池銀姫の各氏が就いた。

それまでの政権では、女性部や環境部、保健福祉部といった限られた部署の長官にしか女性は起用されなかったが、このときは、法務部長官に初めて女性が就くことになり、女性団体などからは高い評価を受けた。女性初の法務部長官となった康錦実氏は、40代で弁護士出身であった。年上の検察幹部との人事をめぐる対立が取りざたされたこともあった。

その後、閣僚の交代が相次いだため、現在は女性部の長官のみが女性となっている。

(4) 2002年設置。女性政策の企画・総合、男女差別の禁止・規制など女性の地位向上及び乳幼児保育業務を担当する女性部の所管に属する議案や請願の審査などを行なう。

(5) 韓国女性政治文化研究所ホームページ「女性政治関連ニュース」2004.11.26.（韓国語）<<http://www.kiwp.or.kr/woman/wnews.html?mod=v&id=332&cue=wpnews&start=10>>（last access 2005.2.24）

3 政党

政党別の女性議員の比率は、表2の通りである。ウリ、ハンナラの二大政党には、ほぼ同数の女性議員がおり、比例代表選出の議員が多い民労党は、女性議員の比率が最も高くなっている。

また、2004年以降、政党の幹部に女性が就く事例が、急増している。

野党第一党のハンナラ党では、2004年3月から、代表に朴正熙元大統領の長女である朴槿恵議員⁽⁶⁾が就いている。女性が主要政党の党首になったのは、39年ぶりのことであった。ハンナラ党ではまた、^{キム・ヨンソン}金映宣議員が最高委員として、執行部入りしている。

民労党でも、2004年6月から^{キム・ヘギョン}金恵敬氏が代表を務めている。これは、それまで代表であった^{クォン・ヨンギル}権永吉氏が総選挙で国会議員に当選し、国会議員と党役員の兼職を禁止するという党の規定に基づいて行なわれた代表選挙の結果である。

与党のウリ党では、^{イ・ミギョン}韓明淑、^{イ・ミギョン}李美卿両議員が常任中央委員を務めている。ウリ党は2005年4月に常任中央委員選挙を行なう予定であり、女性議長誕生も含めて、党の役職への女性の進出がさらに進む可能性が指摘されている。

また、2004年4月の総選挙前には野党第二党であった新千年民主党（民主党）では、総選挙において、^{チュ・ミエ}秋美愛氏が、選挙対策委員長として陣頭指揮をとった。ただし、民主党は党内の混乱状況もあって、総選挙で惨敗し、秋美愛氏も落選した。

表2 2004年総選挙における政党別当選者

	男	女	合計	女性比率(%)
開かれたウリ党	135	17	152	11.2
ハンナラ党	105	16	121	13.2
民主労働党	6	4	10	40.0
新千年民主党	7	2	9	22.2
自由民主連合	4	0	4	0.0
その他	1	0	1	0.0
無所属	2	0	2	0.0
合計	260	39	299	13.0

(出典) 選挙結果をもとに筆者作成。

このほか、党の代弁人（スポークスマン）を女性が務める例も多く、党の役職への女性の進出は活発である。

各党は、党憲や党規といった党の規則に、女性に関する規定を置いており、党内に女性委員会を設けるなどして、女性の政治参加拡大に取り組むことを謳っている。また、党の役職に一定の割合で女性が含まなければならないことを定めていることも、女性の党幹部への進出を後押ししている⁽⁷⁾。

II クオータ制の概要

1 現行制度

韓国において、多くの女性が国会議員に当選したひとつの要因となったのが、クオータ制（韓国では「女性割当制」と呼ばれる。）である。

クオータ制については、政党法⁽⁸⁾が定めており、2000年に導入されて以後、2度の法改正を経て強化された。

現行のクオータ制は、主に、①比例代表にお

(6) 朴槿恵氏については、「話題のひとに迫る人物交差点 朴槿恵（韓国ハンナラ党党首）」『中央公論』119巻6号、2004.6, pp.28-29.など。

(7) 例えば、ウリ党の党憲は、党議長選挙で、2位から5位になった者が常任中央委員になると規定しているが、5位以内に女性が含まれなかった場合、女性候補者の中での最高得票者が、5位となった者に代わって常任中央委員になると規定している。ハンナラ党も同様の規定を置いている。また、各党は党の主要な役職のうち、30%を女性とすることも定めている。

(8) 韓国の政党法の詳細は、山本健太郎「韓国における政治改革立法と政党の動向—盧武鉉大統領の弾劾と2004年総選挙を経て—」『レファレンス』641号、2004.6；同「韓国の政党・政治資金制度—政党法・政治資金法の概要—」同648号、2005.1参照。

いて、政党は女性の候補者を50%以上にしなければならないこと、②選挙区において、政党は女性の候補者を30%以上にしよう努力しなければならないと、それを達成した政党に対しては、女性推薦補助金を支給することの2点からなっている。

(1) 比例代表における50%割当

国会議員選挙及び市道議会議員選挙において、政党は比例代表の候補者の50%以上を女性としなければならないと政党法は規定している。加えて、市道議会議員選挙については、比例代表の名簿の順位について、2名ごとに1名の女性が含まれなければならない⁽⁹⁾。さらに、市道議会議員選挙の比例代表の候補者名簿において、女性候補者の比率と順位に違反した場合、候補者登録が無効になると選挙法は規定しており、この規定の実効性が確保される形になっている。

(2) 選挙区における30%割当努力規定と女性推薦補助金

選挙区については、国会議員、市道議会議員選挙とも、政党は30%以上の選挙区に女性候補者を擁立しよう努力しなければならないと、これを遵守した政党に対しては、通常の国庫補助金の他に、女性推薦補助金を追加支給することが規定されている。

女性推薦補助金については、政治資金法が詳細に規定しており、それによれば、国は、任期満了による総選挙または市道議会議員選挙がある年には、直近の総選挙の有権者総数に100ウォンを乗じた金額を、予算に計上しなければならないと、半分は国会の議席数の比率、もう半分は直

近の総選挙での得票率によって配分されることになっている。ただし、この制度が創設されて以後の各選挙で、全国の30%以上の選挙区で女性の候補者を擁立し、補助金の支給対象となった政党はない。

2 制度の導入及び変遷過程

(1) 女性団体の取り組みと政府の女性政策の進展

クオータ制導入については、女性団体が1980年代半ばから主張してきた。1994年には、数十の女性団体が連合して、「割当制導入のための女性連帯」を結成し、本格的な取り組みが展開されることになった。これは翌1995年の地方選挙に向けて、各党に対し、候補者全体の20%を女性とすることを働きかけるものであった。選挙の結果、それ以前に比べて女性議員が大幅に増加し、運動は一定の成果を上げた。

その後の1996年の総選挙、1998年の地方選挙でも、女性団体による女性の議会進出を目指した取り組みが行なわれたものの、劇的な変化はなかった。

しかし、活発化する女性団体の運動に呼応する形で、選挙でも女性政策が大きな争点になっていった。そして、金泳三・金大中両政権下では、政府の女性政策にも進展が見られた⁽¹⁰⁾。1996年には、総合的な女性政策の推進計画とその具体的内容を規定した女性発展基本法が施行された。同法は、雇用平等や母性保護、平等な家族関係、性暴力の防止などについて定めている。また、女性発展基金の設置や女性団体の支援などについても規定しており、これらが女性団体の活動の基盤ともなった。さらに、2001年

(9) これは、市道議会議員選挙についてのみであり、国会議員選挙の比例代表候補者の名簿順位については、2名ごとに1名を女性としなければならないという規定は設けられていない。ただし、2004年の総選挙においては、女性団体からの要求もあり、主要各党が奇数の順位を女性の候補者に割り当てたため、比例代表の当選者の半数以上を女性が占めることとなった。

(10) 韓国の女性政策については、「韓国の女性政策について」『CLAIR REPORT』188号, 1999.10.29; 白井京「海外法律情報 韓国 金大中政権の女性関連立法」『ジュリスト』1237号, 2003.1.1-15, p.194; 春木育美「90年代以降の韓国における女性政策の展開とその背景」『女性学研究』11号, 2004.3, pp.77-88.

には女性部が発足し、女性の地位向上や男女平等の観点から、女性政策に関する立法及び法執行を管掌することとなった。公務員の採用や管理職への登用において、女性を一定の割合とすることを目指した措置も継続して行なわれている。

(2) 金大中政権下におけるクォータ制導入

1997年の大統領選挙で当選した金大中氏は、夫人が女性運動家だったこともあり、女性政策を強く打ち出した。金大中氏は、比例代表選挙における候補者の30%を女性とすることも公約していた。

そして、金大中政権下の2000年、総選挙を前に行なわれた政党法改正によって初めて、議員に対するクォータ制が実現することになった。このとき導入された制度は、国会議員及び市道議会議員選挙の比例代表の女性候補者を30%以上にする、という内容であった。

クォータ制の導入によって、多数の女性国会議員が誕生することが期待されたが、この規定に違反した場合の罰則規定がなかったこともあり、2000年の総選挙では、比例代表で30%以上の女性を擁立したのは、当時、与党であった新千年民主党だけであり、ハンナラ党や自由民主連合（自民連）などは、この規定を守らなかった。また、拘束名簿式のため名簿順位が当落を左右するが、各党は当選圏内の名簿順位に多くの女性候補者を搭載していたわけではなかった。

そのため、クォータ制導入の効果は限定的なものにならざるを得なかったが、女性団体の積極的な取り組みもあり、総選挙の結果、女性議員の数はそれ以前に比べて、ほぼ倍増し、16名(5.9%)の女性議員が当選した(表3参照)。

(3) クォータ制をめぐる論議

各国では、クォータ制について、憲法が定め

ている両性の平等原則に反するのではないか、男性に対する逆差別ではないかといった点が議論になることが多いが、韓国の場合、韓国政府や憲法学界は違憲ではないという見解のようである⁽¹¹⁾。

ただ韓国でも、クォータ制導入を議論する過程で、「憲法が男女平等を明白に保障しており、個別法令のどこにも男女差別的条項は入っていない」「公正な機会が与えられているにも関わらず、人為的にクォータ制を実施することは違憲・違法の疑いがある」として、「クォータ制は男性に対する逆差別である」という主張も見られた。

これに対する女性団体などの反論は、1979年に採択され、1981年に発効した国連の女子差別撤廃条約(韓国は1984年に批准)が「締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない」(第4条第1項)としていることなどを根拠に行なわれることが多かったようである⁽¹²⁾。

また、韓国の女性発展基本法は、第6条が男女平等の達成のための積極的措置について定め、第15条が女性の政治参加拡大について規定していることも、クォータ制導入に関するひとつの根拠となっている⁽¹³⁾。

(4) クォータ制の強化とその効果

2000年の総選挙で、各党が法の規定を守らず、クォータ制の効果が限定的となった反省を踏まえ、2002年の地方選挙を前に、市道議会議員選挙について、法改正が行なわれた。比例代表の女性候補者を50%へと引き上げるとともに、制度の実効性を確保するために、比例代表の名簿順位の名ごとに1名を女性とすることを義務付け、これに違反した場合、候補者登録を無効とする条項が新たに付け加えられた。また、選

(11) 辻村 前掲注(2)

(12) 『京郷新聞』(韓国) 1999.11.24.

挙区についても、政党に対し、30%以上の選挙区において女性候補者を擁立するよう努力することを求め、これを遵守した政党に対しては女性推薦補助金を追加支給することが規定された。

こうしたクォータ制の大幅強化が功を奏し、2002年の地方選挙では、表3に見られるように市道議会の比例代表では女性が当選者の67.1%を占めることになった。ただ、選挙区については努力規定だったため、女性の当選者は2.3%にとどまった。

同年末の大統領選挙でも女性政策が焦点となった。ただ、主要候補者である盧武鉉候補（新千年民主党）と李会昌候補（ハンナラ党）は、クォータ制の強化についてはほぼ一致しており、

両者とも国会議員に対する選挙区30%、比例代表50%のクォータ制導入に対しては異論がなかった。

その後、2004年の総選挙に備え、法改正が目指されることになったが、一票の格差是正など、選挙制度の見直し論議と絡み、政治関係法（選挙法、政治資金法、政党法）の改正までには時間がかかった。結局、法改正の成立は、総選挙を1か月後に控えた2004年3月にずれこんだ。この改正によって、国会議員選挙の比例代表の女性候補者を50%に引き上げること、選挙区において女性候補者を30%以上にした政党に対し女性推薦補助金を追加支給することを国会議員選挙においても適用すること、政党補助金の10%

表3 女性議員数の推移

●国会

選挙年	合 計				選挙区				比例区			
	男	女	合計	女性比率 (%)	男	女	合計	女性比率 (%)	男	女	合計	女性比率 (%)
1996	290	9	299	3.0	251	2	253	0.8	39	7	46	15.2
2000	257	16	273	5.9	222	5	227	2.2	35	11	46	23.9
2004	260	39	299	13.0	233	10	243	4.1	27	29	56	51.8

●地方議会（女性議員数と比率）

選挙年	地方議会 合 計		広域議会（市・道）						基礎議会 （市・区・郡）	
			合 計		選挙区		比例区			
	数	比率 (%)	数	比率 (%)	数	比率 (%)	数	比率 (%)	数	比率 (%)
1995	127	2.3	56	5.8	13	1.5	43	45.6	71	1.6
1998	97	2.3	41	5.9	14	2.3	27	36.4	56	1.6
2002	140	3.4	63	9.2	14	2.3	49	67.1	77	2.2

（出典）『女性白書 2002』p.268. などをもとに作成。

(13) 女性発展基本法の関連条文は以下の通り（筆者の仮訳）。

第6条 積極的措置

第1項 国家及び地方自治団体は、女性の参加が顕著に不振な分野に対し、合理的な範囲内で女性の参加を促進することによって、実質的な男女平等が達成されるように、関係法令が定めるところにより積極的措置を講ずることができる。

第2項 女性部長官は、国家機関及び地方自治団体の長に対し、第1項の規定による積極的措置を講ずるよう勧告し、その結果を点検しなければならない。

第15条 政策決定過程及び政治参加

第1項 国家及び地方自治団体は、各種委員会等、政策決定過程における女性の参加を拡大するための方法を講究しなければならない。

第2項 国家及び地方自治団体は、多様な方法を通じて、女性の政治参加拡大を支援するために努力しなければならない。

を女性政治発展のために使うことを義務付けることなどが規定された。これを受けて、2004年の総選挙では、女性議員が13%に増加するに至った。

(5) 2004年総選挙をめぐる女性団体の取り組み
クォータ制の導入やその強化の背景には、女性団体の粘り強い運動があった。また、2004年の総選挙において、法的な義務付けがないにも関わらず、主要各党が女性候補者を比例名簿の奇数順位へ登録したのも、女性団体の要求があったからこそであった。

2004年の総選挙において、女性議員増加のために特に積極的な活動を行なったのが、「総選挙女性連帯」と「きれいな政治女性ネットワーク」の2団体である。

総選挙女性連帯は、全国にある321の女性団体が連合して2003年8月に結成された。戸主制の廃止や、男女平等の家族政策、女性の雇用創出、非正規雇用者の保護、保育の公共性拡大といった政策の実現を迫ったり、各党の女性政策を評価したりするなどの活動を行なった。また、女性団体が要求した政策に反対したり、セクハラ発言を行なったりした議員8名を、「反女性候補」として発表し、各党に候補者として立候補させないように働きかけた。

また、総選挙を前にした政治関係法改正論議の中で、「政治改革と女性政治参加拡大のための制度改善提案書」を発表した。その内容には、国会議員選挙において、比例代表候補者の50%を女性とすることや、国庫補助金の30%を政策研究費に使うことを義務付けること、政治資金の透明性を強化することなどが含まれており、その提案の多くが、政治関係法改正に反映された。

一方、きれいな政治女性ネットワーク（2003年11月結成）は、より直接的に女性議員を増やすことを目的としていた。「女性を100人国会に送るキャンペーン」を展開し、102名の新人の女性候補者名簿を発表して、彼女たちを比例代

表候補者にするよう各党に対し働きかけた。そのうち、選挙区で15名、比例代表で31名の計46名が候補者となり、21名が当選した。

両団体は、女性の政治参加拡大のため、選挙制度における比例代表の拡大を要求し、選挙法改正論議の中で、比例代表の削減が議論されると、共同で反対声明を出した。また両団体は他の女性団体とも協力して「きれいな政治女性基金運動本部」を設置し、募金活動や女性候補者の支援なども行なった。

Ⅲ 女性の政治参加拡大に向けて

1 クォータ制の強化

2004年の総選挙によって数を増やした女性議員と、これまでも活発な活動を展開してきた女性団体との連携によって、今後、さらなるクォータ制の強化に向けた取り組みが展開され、以下のような方向で制度改正が行なわれる可能性が指摘できる。いずれも、これまでも女性団体が要求してきたが、実現していないものである。

(1) 選挙区における女性候補者30%割当の義務付け

前述したように、現行制度では、政党は、30%の選挙区において女性を擁立するよう努力しなければならないが、これを達成した政党には国庫補助金を追加支給することになっている。しかし、これまで、30%の選挙区で女性を擁立した政党はなく、2004年の総選挙でも、選挙区で当選した女性は多くなかった（243名中10名、4.1%）。

女性団体は、選挙区における候補者の女性割当をより強制力のあるものにするために、30%の選挙区に女性を擁立した政党に補助金を追加するのではなく、擁立しなかった場合には補助金を減額する、すなわちペナルティを課す方式を主張していた。また、補助金の配分に際しても、女性議員の比率に応じて配分することなどを提案し、女性議員増加のためにより実効性がある方式の導入を要求していた。

また、近年、政党民主化の流れの中で、公職選挙の候補者を、党内選挙で選ぶという動きが広がりつつある。これ自体は好ましいことと言えるが、現実には、金と組織がなければ、党内選挙を勝ち抜くことができず、女性が選挙区の候補者に選ばれにくい要因となってきた。そのため、党内での候補者決定方法の改善の必要性も指摘されている。

2004年の総選挙の前に、女性団体は、新しくできた選挙区（選挙区の定数が227から243に増えた）には女性を優先して擁立すること、候補者を選ぶ党内選挙において決選投票になった場合、女性候補者には得票数の20%の加算点を付与し、候補者になりやすくすること、公薦審査委員会（公職選挙の候補者の審査を行なう党内機関）の委員の30%以上を女性としなければならないこと、党内選挙に必要な経費は政党が提供することとし、候補者の負担が増えないようにすることなどを提言していた。今後、多くの選挙区において女性が候補者となりやすくするために、これらの方式の導入が検討される可能性もある。

(2) 比例代表の議席拡大

現在の比例代表の議席は、299議席中56議席（19%）に過ぎない。その小さい枠の中で、50%を女性に割り当てたととしても、その効果は限定的なものにならざるを得ない。本来、クォータ制は、比例代表制選挙制度と組み合わせることで最もよく機能すると考えられている⁽¹⁴⁾。女性団体は、比例代表と選挙区の割合を1：2にするよう要求していたものの、2004年の選挙法の改正では、比例代表の割合は全体の20%足らずにとどまった。今後、比例代表の議席を拡大することによって、女性議員の増加が図られ

る可能性も考えられる。

2 女性政治家養成の取り組み

最近、女性政治家養成の取り組みが、政党、女性団体、地方議会などによって、活発に行なわれている⁽¹⁵⁾。

ウリ党は、ウリ女性リーダーシップセンターを設置し、立候補希望者の教育及び訓練プログラムを行なうことによって、女性の政界進出を支援し、女性の人材ネットワークの強化を図っている。ハンナラ党も同様の機関の設立を準備している。2004年の政治資金法改正によって、政党に対する国庫補助金の10%を、女性政治発展のために使わなければならなくなったことも、政党がこのような機関を設けるようになった一因として考えられる⁽¹⁶⁾。

女性団体が行なっている取り組みとしては、女性政治勢力民主連帯の「女子大生政治キャンプ」があり、熱心な参加者が集まっている。

ソウル瑞草女性人材開発センターでは、女性の国会議員補佐官を養成する「国会議員補佐官養成課程」を設けている。国会議員補佐官を長年務めた女性たちが講師を務め、政府組織と機能の理解、予算と決算、国会・政党の組織と運営、政策質疑書作成の要領など、実務的な内容の講義を行なっている。この課程を履修した後、国会議員補佐官として勤務することを希望する女性に対しては、推薦書を発行し、インターン補佐官への道を開いている。この課程には、定員の7倍に達する応募があり、高い人気を博している。

京畿道、仁川市、慶尚北道、全羅南道などは、若い女性たちの政治参加拡大のため、地方議会インターンなどを通じて、女性の政治リーダー

(14) 間柴泰治「女性議員の増加を目的とした立法措置—諸外国におけるクォータ制・リザーブシート制の実施例」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』403号, 2002.10.30, p.2.

(15) 『朝鮮日報』日本語サイトでも紹介されている。<http://japanese.chosun.com/site/data/html_dir/2005/01/27/20050127000064.html> (last access 2005.2.22)

(16) 『女性新聞』（韓国）2004.11.12.

を養成するプログラムを行なっている。

おわりに

女性団体の長年に渡る粘り強い運動の結果、2000年に初めて導入されたクオータ制は、2度の改正を経て強化され、2004年の総選挙において、女性議員が倍増するという結果をもたらした。しかし、本文でも述べたように、韓国の女性議員の割合は、世界的に見れば依然として低い水準にある。

韓国では来年以降、2006年には地方選挙、

2007年には大統領選挙、2008年には総選挙が予定されており、これらの選挙において、女性の政治参加がいかに進展するのかが注目される。

表4に見られるように、韓国の地方議会の女性議員の比率は極めて低い水準にとどまっている。女性首長もほとんどいない状況である。そこで、2006年に予定されている地方選挙をにらんだ動きが、早くも展開されている⁽¹⁷⁾。

また、議員が増えるだけでなく、女性大統領の誕生も現実味を帯びて語られるようになってきた。「誰が次の大統領になってほしいか」を聞いた最近の世論調査では、朴槿恵氏が2位、康錦実氏が6位にランクインしている⁽¹⁸⁾。

いずれにせよ、今後の韓国政治において、女性がさらなる存在感を発揮するようになるのは間違いないであろう。変化のスピードを増している韓国政治の展望を占うに際しては、女性の政治参加拡大という点を考慮に入れることが不可欠であると思われる。

表4 韓国における女性政治家の数及び比率

	数	比率 (%)
国会議員	39	13.0
広域自治団体長	0	0
広域自治団体議会議員	63	9.2
基礎自治団体長	2	0.4
基礎自治団体議会議員	77	2.2

国会議員のみ2004年4月、他は2003年10月。

(出典)『東亜日報』2004.4.16.

(やまもと けんたろう 関西館アジア情報課)

(本稿は、筆者が政治議会課在職中に執筆したものである。)

(17) 例えば、NGOとして、「基礎議会と共にする女性たちの集まり」(略称「キヨモ」)が結成され、2006年の地方選挙に出馬する人材の発掘、女性リーダーの教育などの活動を行なうとしている。また、ウリ党は、2006年の地方選挙において、当選者の10%を女性とする目標を掲げている。『女性新聞』(韓国)2004.11.12.

(18) 『朝鮮日報』日本語サイト <http://japanese.chosun.com/site/data/html_dir/2005/01/30/20050130000026.html> (last access 2005.2.22)